

発議第 3 号

非核三原則の堅持を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、つくばみらい市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和8年8月27日提出

つくばみらい市議会議長 鐘ヶ江 礼生奈 様

提出者 つくばみらい市議会議員

岡本 昌弘

賛成者 つくばみらい市議会議員

豊島 葵

賛成者 つくばみらい市議会議員

直井 成己

賛成者 つくばみらい市議会議員

古川 よし枝

賛成者 つくばみらい市議会議員

高木 寛房

賛成者 つくばみらい市議会議員

直井 高宏

賛成者 つくばみらい市議会議員

本間 真由美

提案理由

我が国は世界で唯一の戦争被爆国として非核三原則を国是とし、「核兵器のない世界」の実現に努めてきた。しかし、近年の緊迫する国際情勢や我が国の安全保障政策を巡る議論の中で、非核三原則の見直しを懸念する声が生じている。広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さず、被爆者の切実な願いを受け継ぐためにも、今こそ非核三原則を堅持することが不可欠である。よって、国会及び政府に対し、今後とも非核三原則を確実に堅持するよう強く求めるため、本意見書を提出するものである。

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42（1967）年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46（1971）年には衆議院においてその遵守に関する決議が可決されて以来、我が国の国是として位置付けられ、歴代内閣によって堅持されてきた。

また、我が国は世界で唯一の戦争被爆国として「核兵器のない世界」の実現を希求し、平成6（1994）年以降、毎年国連総会へ核兵器廃絶決議案を提出し続けている。国際社会の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国ひいてはアジア太平洋地域の平和と安定に極めて重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年の緊迫する国際情勢や我が国の安全保障政策を巡る議論の中で、一部に非核三原則の見直しを懸念する声がある。核兵器を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものである。

広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持して「核兵器のない世界」の実現に向けた取組を着実に積み重ねていくことは、我が国の不変の使命である。被爆者の「このような思いを他の誰にもさせてはならない」という切実な願いは、国民共通の願いとして受け継いでいかねばならない。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地をはじめとする国民の思いを厳粛に受け止め、今後とも非核三原則を堅持されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

茨城県つくばみらい市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣